

土浦市
障害福祉サービス事業所
ガイドブック



土浦市イメージキャラクター つちまる

土浦市 保健福祉部 障害福祉課

TEL 029(826)1111(代)

令和6年1月
に作りました♡

目次



- 1 障害福祉サービスの種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1P
- 2 対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1P
- 3 利用者負担額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2P
- 4 サービス利用までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2P
- 5 サービス利用計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3P
- 6 介護保険制度との適用関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4P
- 7 障害福祉サービス事業所一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5P
- 8 相談窓口・・・64P
- 9 障害福祉サービス等情報公開制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・65P

◆案内・注意事項◆

◇掲載事業所は、土浦市内で運営されている事業所で、掲載の許可が取れた事業所を掲載しています。

◇掲載内容は、発行日以降で変わる場合があります。

気になる点や詳細な情報は、各事業所にお問い合わせください。

◇「WAM NET」という情報公開システムがあり、インターネットでご利用できます。

事業所の情報が掲載されていますので、併せてご活用ください。

1 障害福祉サービスの種類

介護給付	訓練等給付	地域相談支援給付
居宅介護	共同生活援助	地域生活支援
重度訪問介護	自立訓練(機能訓練)	地域定着支援
同行援護	自立訓練(生活訓練)	
行動援護	宿泊型自立訓練	
生活介護	就労移行支援	
短期入所	就労継続支援 A 型	
施設入所支援	就労継続支援 B 型	
重度障害者等包括支援	就労定着支援	
療養介護	自立生活援助	

2 対象者

障害種別	確認方法
身体障害者	・身体障害者手帳
知的障害者	・療育手帳 ・市町村が知的障害者更生相談所に意見確認
精神障害者	・精神障害者保健福祉手帳 ・精神障害を事由とする年金を現に受けていることを証明する書類(年金証書等) ・精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けていることを証明する書類 ・自立支援医療受給者証(精神通院医療に限る。) ・医師の診断書(精神障害者であることが確認できる内容であること)等
難病等対象者	・医師の診断書 ・特定医療費(指定難病)受給者証等 ・指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等

3 利用者負担額

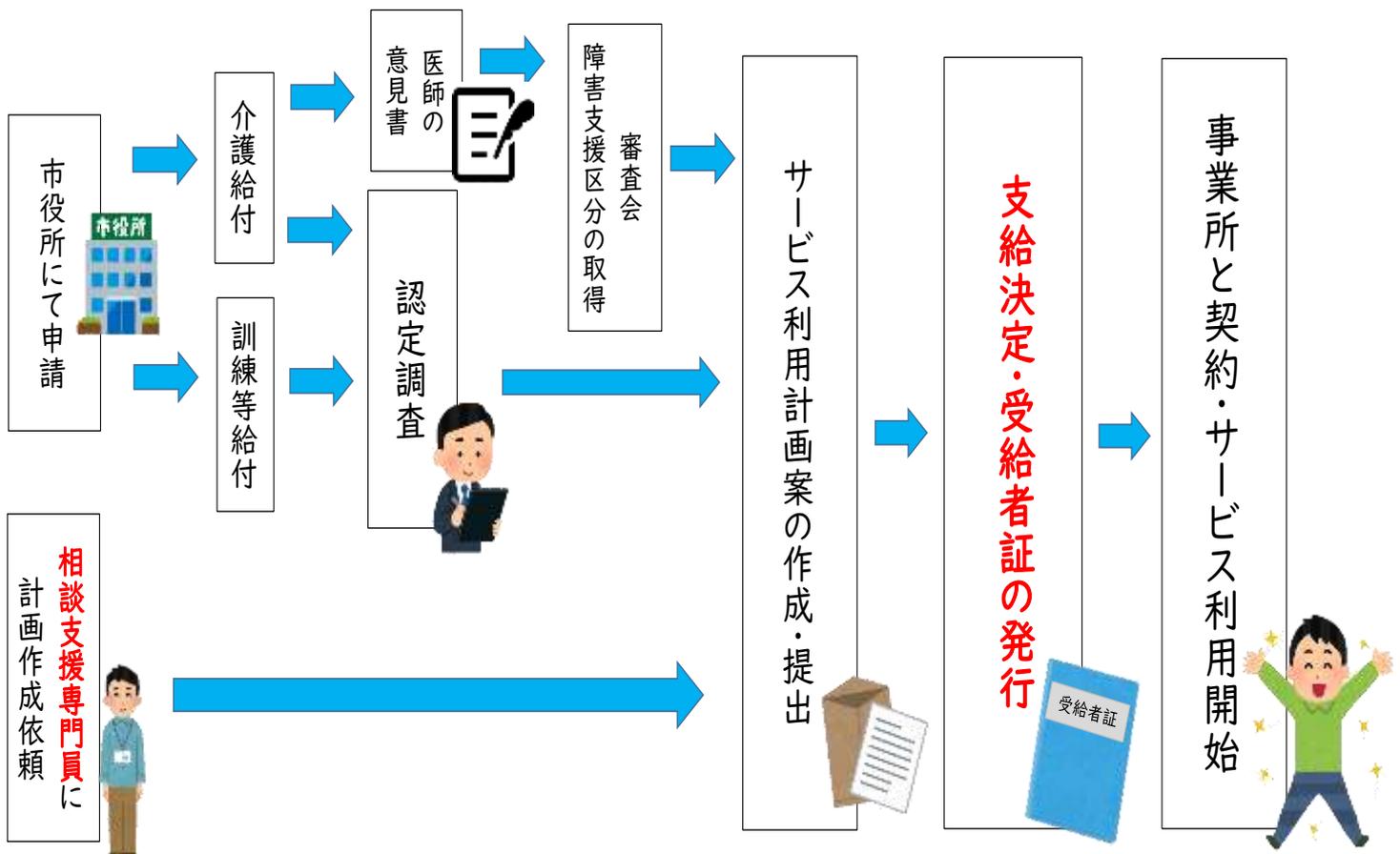
原則、サービス利用費の1割が利用者負担、9割が公費となります。

各世帯の収入状況から、下の表中①～⑤のいずれかの負担上限月額を決定します。

障害者においては、「本人」及び「配偶者」の収入状況から算出します。

所得区分	世帯の収入状況	負担上限月額
①生活保護	生活保護受給世帯	0円
②低所得Ⅰ	市町村民税非課税世帯(収入が年間80万円以下)	
③低所得Ⅱ	市町村民税非課税世帯(収入が年間80万円以上)	
④一般Ⅰ	市町村民税課税世帯(所得割16万円未満※) ※20歳未満の施設入所者は28万円未満(保護者が)	9,300円
⑤一般Ⅱ	市町村民税課税世帯で④に該当しない世帯	37,200円

4 サービス利用までの流れ



5 サービス等利用計画

利用計画とは

障害福祉サービスを利用する方の、地域で自立した生活を支えるために、生活の中で解決すべき課題や支援の方法を具体的にプラン化して、適切なサービス利用と効果的な問題解決に繋げるために作成されるものです。

支給決定時に、サービス利用計画案の作成・市役所への提出が必要になります。

誰が作成するのか

市町村が指定した、指定特定相談支援事業所の「相談支援専門員」が作成します。

相談支援専門員は、障害者やその家族などの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。

計画作成にかかる費用

利用者の方が負担する費用はありません。計画を作成した相談支援事業所には、土浦市から作成費用が支払われます。

メリット

相談支援事業者から、適切なサービス利用の提案を受けることができます。また、本人の目標、ニーズに基づいて計画を作成することで、本人のニーズに応じて複数のサービスを一体的に利用できます。

相談内容

- ①福祉サービスの利用援助（情報提供、連絡調整、相談など）
- ②社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導など）
- ③社会生活力を高めるための支援（人間関係、健康管理、金銭管理など）
- ④障害者やその家族の権利の擁護のために必要な支援（知的障害者や精神障害のため契約行為が不安な方への支援、虐待の防止など）
- ⑤専門機関の紹介

土浦市の相談支援事業所

土浦市内の相談支援事業所の概要や受け入れ状況を毎月更新し、HPに掲載しております。

サービスの利用を希望される場合は、相談支援事業所との契約が必要になりますので、ご活用ください。



6 介護保険制度との適用関係

原則として、介護保険制度は自立支援給付（障害福祉サービス・補装具など）に優先します。
介護保険制度の対象者の場合は、障害福祉サービスではなく、介護保険サービスをご利用ください。

☆ 介護保険サービス > 障害福祉サービス ☆

※市が心身の状況や必要とする理由を聴取りしたうえで、可能か否かを判断します。

障害福祉サービスの利用が必要な事情がある場合は、ご相談ください。

以下の方は、介護保険制度の対象となりますので、ご確認ください。

種別	年齢	要件（いずれも満たす必要があります）
介護保険1号被保険者	65歳以上	要介護（要支援）状態にある方
介護保険2号被保険者	40歳～64歳	・要介護（要支援）状態にある方 ・健康保険に加入している方 ・特定疾病を患っている方（※）

※特定疾病

- 1 がん（末期）
- 2 関節リウマチ
- 3 筋萎縮性側索硬化症（ALS）
- 4 後縦靭帯骨化症
- 5 骨折を伴う骨粗しょう症
- 6 初老期における認知症（アルツハイマー病、脳血管性認知症等）
- 7 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 8 脊髄小脳変性症
- 9 脊柱管狭窄症
- 10 早老症（ウェルナー症候群等）
- 11 多系統萎縮症（シャイ・ドレーガー症候群等）
- 12 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 13 脳血管疾患（脳出血、脳梗塞等）
- 14 閉塞性動脈硬化症
- 15 慢性閉塞性肺疾患（肺気腫、慢性気管支炎等）
- 16 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険サービスをご利用される場合は、市高齢福祉課へご相談ください。

高齢福祉課 市役所1階 13～18番窓口

7 障害福祉サービス事業所一覧

介護給付

居宅介護・重度訪問介護

No.	事業所名	住所	電話番号	ページ
1	からしだね	上高津 486-2	029-835-3622	10
2	介護のアリス	桜ヶ丘町 14-34	029-824-4536	10
3	土浦市社会福祉協議会 訪問介護事業所うらら	大和町 9-2 ウララ2ビル5階	029-824-6603	11

同行援護

No.	事業所名	住所	電話番号	ページ
4	からしだね	上高津 486-2	029-835-3622	13
5	土浦市社会福祉協議会 訪問介護事業所うらら	大和町 9-2 ウララ2ビル5階	029-824-6603	13

生活介護

No.	事業所名	住所	電話番号	ページ
6	一天土浦	小山崎 631-13	029-846-2506	15
7	きぼう	若松町 46-3	029-896-6230	16
8	きらめき苑	神立町 3637-2	029-831-0643	17
9	土浦市障害者自立支援センター	大和町 9-2 ウララ2ビル5階	029-827-1123	18
10	土浦市つくしの家	上高津 1810	029-823-5881	19
11	はすね	田村町 972	029-869-5500	20
12	ブルーロータス	小松 2-4-1	029-875-3791	21

短期入所

No.	事業所名	住所	電話番号	ページ
13	一天土浦	小山崎 631-13	029-846-2506	23
14	サントカミエール板谷	板谷 2-3322-2	029-893-6995	24
15	ふわふわ土浦	港町 2-4-5	029-875-5387	25

施設入所支援

No.	事業所名	住所	電話番号	ページ
16	一天土浦	小山崎 631-13	029-846-2506	27

訓練等給付

共同生活援助 (GH)

No.	事業所名	住所	電話番号	ページ
17	イツ・ミーケア神立	菅谷町 1469-154	029-811-9119	30
18	イツ・ミー荒川沖東	荒川沖東 3-10-34 スターライト	029-811-8058	31
19	イツ・ミー荒川沖東 サテライト	荒川沖 398-2 中野ハイツ	029-811-8058	32
20	イツ・ミー中村南	中村南 6-6-38 桂コーポ中村	029-811-8058	33
21	イツ・ミー中村南 サテライト	中村南 6-6-38 コーポ USA II	029-811-8058	34
22	オアシス	東若松町 3969	029-821-3100	35
23	おひさま	田中 1-7-3	029-895-4531	36
24	おひさま高津	上高津 11-21	029-895-4531	37
25	グローバルホーム9	大岩田 2478-4	029-869-5345	38
26	サントカミエール板谷	板谷 2-3322-2	029-893-6995	39
27	つばめ	田村町 972	029-869-5500	40

No.	事業所名	住所	電話番号	ページ
28	陽なたハウス	桜町 1-1-19	029-869-7326	41
29	ふわふわ土浦	港町 2-4-5	029-875-5387	42
30	みらいのたね茨城	若松町 7-11 若松町 6-13	029-875-5200	43

自立訓練(機能訓練・生活訓練)

No.	事業所名	住所	電話番号	ページ
31	はすね	田村町 972	029-869-5500	46

就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型

No.	事業所名	住所	電話番号	ページ
32	あらた	大和町 8-22 土浦タマキビル4F	029-897-3407	49
33	エピ	港町 1-7-6 Port I ビル4A	029-846-4260	50
34	おひさま	穴塚 184	029-895-4531	51
35	土浦市つくしの家	上高津 1810	029-823-5881	52
36	にいはり園	小高 572-1	029-862-5116	53
37	はすね	田村町 972	029-869-5500	54
38	Self-A・プラネッツ土浦大町	大町 14-14 クラフト大町ビル2階	029-869-9696	55
39	manaby 土浦事業所	大和町 8-22 土浦タマキビル2階	029-896-6020	56
40	ワークステーション土浦	下高津 1-5-8-1 階	029-899-8197	57
41	就労センター土浦	大手町 16-12	029-875-5475	58

居宅介護

【サービスの種類】

- 1 身体介護
- 2 家事援助
- 3 通院等介助(身体介護を伴う)(身体介護を伴わない)
- 4 通院等乗降介助

【サービスの内容】

障害者等につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

【対象者】

障害支援区分が区分1以上である者

ただし、通院等介助(身体介護を伴う場合)を算定する場合は、下記のいずれにも該当する者

- ① 区分2以上に該当していること。
- ② 障害支援区分の認定調査項目のうち、それぞれ(ア)から(オ)までに掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること

	項目	状態
(ア)	歩行	「全面的な支援が必要」
(イ)	移乗	「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
(ウ)	移動	「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
(エ)	排尿	「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
(オ)	排便	「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

重度訪問介護

【サービスの内容】

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院又は入所している障害者に対して、意思疎通の支援その他の必要な支援を行う。

【対象者】

障害支援区分が区分4以上（病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院又は助産所に入院又は入所中の障害者がコミュニケーション支援等のために利用する場合は区分6以上）であって、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する

(ア) (一)及び(二)のいずれにも該当していること	(一)	二肢以上に麻痺等があること。
	(二)	障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること。
(イ)	障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者	

※ただし、現行の日常生活支援の利用者のサービス水準の激変緩和を図る観点から、以下の経過措置を設ける。

平成18年9月末日現在において日常生活支援の支給決定を受けている者であって、上記の対象者要件に該当しない者のうち、

- ① 障害支援区分が区分3以上で、
 - ② 日常生活支援及び外出介護の月の支給決定時間の合計が125時間を超える者
については、当該者の障害支援区分の有効期間に限り、重度訪問介護の対象とする。
なお、重度訪問介護サービス費の加算対象者は、それぞれ下記の要件を満たす者とする。
- ① 100分の8.5 区分6に該当する者
 - ② 100分の15 (ア)に該当する者であって、重度障害者等包括支援の対象となる者

1		からしだね					
施設概要	運営法人	宗教法人日本同盟基督教団土浦めぐみ教会			No image		
	所在地	土浦市上高津486-2					
	電話番号	029-835-3622					
	FAX番号	029-835-3622					
	E-mail	karashidane.tmc@church-tmc.jp					
	ホームページ	https://church-tmc.jp/karashidane/					
	支援形態	居宅介護・重度訪問介護					
	対象種別	身体障害・精神障害					
事業概要	対応可能時間	平日	9:00	～	17:00	登録喀痰吸引等事業者	登録済
		休日	～			研修受講スタッフ数	4名
	職員(職種)	【サービス提供責任者:1名】、【介護福祉士:1名】、【看護職員:1名】、【実務者研修修了:1名】					
	提供サービス内容	身体介護、通院等介助、通院乗降介助、家事援助					
利用上の留意事項	介護保険の訪問介護と一体的に運用しています。障がい者の介護に対応可能な状況かどうかはお問い合わせ下さい。						
事業所の特徴・PR							
福祉有償運送(ヘルパーが運転する自家用車での送迎)も行いますが、その場合は介護輸送運賃が別途必要になります。							

2		介護のアリス					
施設概要	運営法人	有限会社エス・アイ・ティ			No image		
	所在地	土浦市桜ヶ丘町14-34					
	電話番号	029-824-4536					
	FAX番号	029-824-4387					
	E-mail	kaigo@alice-sit.com					
	ホームページ	https://www.alice-sit.com/kaigo-alice.html					
	支援形態	居宅介護					
	対象種別	身体障害者					
事業概要	対応可能時間	平日	8:30	～	19:00	登録喀痰吸引等事業者	
		休日	8:30	～	19:00	研修受講スタッフ数	名
	職員(職種)	【サービス提供責任者:2名】、【介護福祉士:4名】					
	提供サービス内容	入浴介助、排泄介助、体位交換など					
利用上の留意事項							
事業所の特徴・PR							

3		土浦市社会福祉協議会訪問介護事業所うらら			
施設概要	運営法人	社会福祉法人 土浦市社会福祉協議会			No image
	所在地	土浦市大和町9-2ウララ2ビル5階			
	電話番号	029-824-6603			
	FAX番号	029-827-0111			
	E-mail	info@doshakyo.or.jp			
	ホームページ	http://doshakyo.or.jp			
	支援形態	居宅介護・重度訪問介護			
	対象種別	身体障害者(児)・知的障害者(児)・精神障害者			
事業概要	対応可能時間	平日	8:30~17:15	登録喀痰吸引等事業者	登録済
		休日	(時間についてはご相談ください)	研修受講スタッフ数	3名
	職員(職種)	【サービス管理責任者1名】、【介護福祉士6名】、【2級課程修了者4名】、【介護職員初任者研修課程修了者1名】			
	提供サービス内容	入浴・排泄・食事等の介助、調理・洗濯・掃除等の家事、生活必需品の買い物、通院等介助、生活等に関する相談や助言など			
利用上の留意事項					
事業所の特徴・PR					
経験豊かな知識と技術で、常に利用者の立場に立ったサービスを提供しています。					

同行援護

【サービスの内容】

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害者等が外出する際の必要な援助を行う。

【対象者】

同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者

※障害支援区分の認定を必要としないものとする。

行動援護

【サービスの内容】

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。

【対象者】

以下の(ア)(イ)いずれも該当する者

(ア)障害支援区分が区分3以上

(イ)障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上(障害児にあってはこれに相当する支援の度合)になる者

【その他】

土浦市内において、行動援護の指定を取得している事業所は現在ありません。

本ガイドブックにおいても、概要のみの掲載となります。

4	からしだね						
施設概要	運営法人	宗教法人日本同盟基督教団土浦めぐみ教会			No image		
	所在地	土浦市上高津486-2					
	電話番号	029-835-3622					
	FAX番号	029-835-3622					
	E-mail	karashidane.tmc@church-tmc.jp					
	ホームページ	https://church-tmc.jp/karashidane/					
	支援形態	同行援護					
	対象種別	身体障害					
事業概要	対応可能時間	平日	9:00	～	17:00	休日	～
	職員(職種)	【サービス提供責任者:1名】、【介護福祉士:1名】、【看護職員:1名】、【実務者研修修了:1名】					
	提供サービス内容	同行援護					
	利用上の留意事項	介護保険の訪問介護と一体的に運用しています。障がい者の介護に対応可能な状況かどうかはお問い合わせ下さい。					
事業所の特徴・PR							
福祉有償運送(ヘルパーが運転する自家用車での送迎)も行いますが、その場合は介護輸送運賃が別途必要になります。							

5	土浦市社会福祉協議会訪問介護事業所うらら						
施設概要	運営法人	社会福祉法人 土浦市社会福祉協議会					No image
	所在地	土浦市大和町9-2ウララ2ビル5階					
	電話番号	029-824-6603					
	FAX番号	029-827-0111					
	E-mail	info@doshakyo.or.jp					
	ホームページ	http://doshakyo.or.jp					
	支援形態	同行援護					
	対象種別	視覚障害者					
事業概要	対応可能時間	平日	8:30	～	17:15	(時間については、ご相談ください)	
	職員(職種)	【サービス管理責任者1名】、【介護福祉士6名】、【2級課程修了者4名】、【介護職員初任者研修課程修了者1名】					
	提供サービス内容	日常生活上、必要不可欠な外出、余暇活動などの外出、社会参加のための外出など、外出の支援を行います。					
	利用上の留意事項	移動手段は、徒歩または、公共交通機関の利用となります。利用時間内に発生する経費は、原則、ご本人と同行するヘルパーの2名分をお支払いいただきます。					
事業所の特徴・PR							
経験豊かな知識と技術で、常に利用者の立場に立ったサービスを提供しています。							

生活介護

【サービス内容】

障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。

【対象者】

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者

- ① 障害支援区分が区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上である者
- ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上である者
- ③ 障害者支援施設に入所する者であって障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者

※③の者のうち以下の者（以下、「新規の入所希望者以外の者」という。）については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画案の作成を求めた上で、引き続き、生活介護の利用を認めて差し支えない。

- ・ 法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む）の利用者（特定旧法受給者）
- ・ 法の施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者
- ・ 平成24年4月の児童福祉法改正の施行の際に障害児施設（指定医療機関を含む）に入所している者

6		一天土浦			
施設概要	運営法人	社会福祉法人一行会			
	所在地	土浦市小山崎631-13			
	電話番号	029-846-2506			
	FAX番号	029-846-2507			
	E-mail	ittenttsuchi@ikko-kai.jp			
	ホームページ	https://ikko-kai.jp/works/ittenttsuchiura/			
	定員	障がい者支援施設			
	対象種別	満18歳以上の知的障がい者・身体障がい者・精神障がい者			
	送迎(範囲)	なし			
	職員(職種)	【サービス管理責任者:2名】、【生活支援員:11名】、【看護職員:1人】、 【管理栄養士:1人】			
事業概要	諸経費	食事代	朝食410円/日 昼食520円/日 夕食520円/日	おやつ代	100円/日
		活動費	なし	日用品費	実費負担
		送迎費	なし	入浴費	なし
		備考	その他、ヘアカット代3000円、レクリエーション費実費負担 になります		
	利用上の留意事項				
施設での過ごし方	食事・入浴・就寝以外の時間は、本人が希望する、または適した活動を行っている。				
体験利用	体験利用時の送迎	なし	送迎範囲	なし	
	体験利用料(内訳)	入所支援、短期入所利用時のみ			
	体験利用時必要な物品				
	備考				
事業所の特徴・PR					
一人ひとりの生活スタイルを尊重します。 常に客観的な目を忘れずに、地域社会と関わる環境を整備しながら、 一人ひとりの生活スタイルを尊重します。(知的障がい・肢体不自由な方等)					

7	きぼう				
施設概要	運営法人	特定非営利活動法人みんなの家			
	所在地	土浦市若松町46-3			
	電話番号	029-896-6230			
	FAX番号	029-896-6230			
	E-mail	minnanoie-kibou@pony.ocn.ne.jp			
	ホームページ	http://minnanoiekibou.blog.fc2.com/			
	定員	10名			
	対象種別	知的障害者、精神障害者			
	送迎(範囲)	有	〔 土浦市、つくば市 〕		
	職員(職種)	【サービス管理責任者:1名】、【生活支援員:2名】、【看護職員:1人】、			
事業概要	諸経費	食事代	実費負担	おやつ代	なし
		活動費	買物などは実費	日用品費	実費負担
		送迎費	なし	入浴費	なし
		備考			
	利用上の留意事項	送迎:時間指定不可			
施設での過ごし方	利用者さんの興味や適性に合わせて、様々な活動(創作・遊び・趣味・運動)を行っています。 時には少人数のグループでの活動も行います。				
体験利用	体験利用時の送迎	なし	送迎範囲	-	
	体験利用料(内訳)	なし			
	体験利用時必要な物品	なし			
	備考	日程についてはご相談ください。			
事業所の特徴・PR					
グループ活動が難しい利用者の方でも過ごしやすい少人数で、利用者ひとりひとりに合わせた生活支援のもと様々な活動を行い、利用者の皆さんに楽しく生き生きと過ごせる場を提供しています。					

8	きらめき苑				
施設概要	運営法人	特定非営利活動法人 きらめき苑			
	所在地	土浦市神立町3637-2			
	電話番号	029-831-0643			
	FAX番号	029-831-0643			
	E-mail	kiramekienn@indigo.plala.or.jp			
	ホームページ	-			
	定員	20名			
	対象種別	知的障害者			
	送迎(範囲)	有	〔 市内中心で応相談 〕		
	職員(職種)	【サービス管理責任者:1名】、【生活支援員:5名】、【看護職員:1人】、			
事業概要	諸経費	食事代	弁当持参	おやつ代	50円/日(2食)
		活動費	なし	日用品費	実費負担
		送迎費	往復100円	入浴費	-
		備考	その他行事費 避難訓練・食育の日(月に1回、各300円)、誕生会(700円)、運動会、納涼祭、クリスマス会(各1000円)など		
	利用上の留意事項	土曜日と日曜日は休苑となります。送迎は土浦市を中心に対応していますが、対応できる人数には限りがあります。			
施設での過ごし方	活動内容 月曜日(ドライブ・踊り) 火曜日(カラオケ・布製品作り)水曜日(散歩・絵:フェリッシュモ、パステルなど) 木曜日(畑作業・リサイクル活動・工作)金曜日(パズル・カルタ・おやつ作り・おやつ買い)				
体験利用	体験利用時の送迎	なし	送迎範囲		
	体験利用料(内訳)	見学は随時受け付けています。			
	体験利用時必要な物品				
	備考				
事業所の特徴・PR					
<p>きらめき苑は住宅街にある小さな事業所です。利用者の方々の個性やストレンクスを尊重し、伸び伸びと活動を楽しんでもらえる環境作りに職員一同力を入れています。様々な活動を通して経験を積み、自信をつけて頂けると嬉しいです。地域交流も大切にしており、運動会、納涼祭、クリスマス会にはご利用者様、ご家族様に加え、地域の方々も参加して下さいます。</p>					

9	土浦市障害者自立支援センター				
施設概要	運営法人	社会福祉法人 土浦市社会福祉協議会		No image	
	所在地	土浦市大和町9-2ウララ2ビル5階			
	電話番号	029-827-1123			
	FAX番号	029-827-0111			
	E-mail	info@doshakyo.or.jp			
	ホームページ	http://doshakyo.or.jp			
	定員	20名			
	対象種別	身体障害者			
	送迎(範囲)	有 (土浦市内に限る ※土浦市外の場合、家族送迎であれば利用可)			
	職員(職種)	【サービス管理責任者:1名】、【生活支援員:3名】、【看護職員:4名】、【調理員:2名】			
事業概要	諸経費	食事代	452円/食	おやつ代	0円(食事代に含む)
		活動費	実費負担なし	日用品費	実費負担なし
		送迎費	実費負担なし	入浴費	150円/回
		備考			
利用上の留意事項	イベントや天候不良等により、利用時間を変更させていただく場合がございます。 ※利用時間…9:30~15:30				
施設での過ごし方	AM ・バイタルチェック、入浴(特浴・リフト浴・一般浴)、自主訓練等 PM ・レクリエーション(創作活動等)、趣味講座(絵手紙・手芸・書道・折り紙) 機能訓練(PT…月4回、OT…月1回)、健康相談(不定期)				
体験利用	体験利用時の送迎		送迎範囲		
	体験利用料(内訳)				
	体験利用時必要な物品				
	備考	体験利用は実施しておりません(見学のみ)。			
事業所の特徴・PR					
<ul style="list-style-type: none"> ・看護師が4名従事しているため、医療的ケアに対応しております。 ・昼食は、調理員による出来立てのお食事をお召し上がりいただけます。 ・小規模な事業所のため、目の行き届いたサービスを提供いたします。 					

10	土浦市つくしの家				
施設概要	運営法人	土浦市			
	所在地	土浦市上高津1810番地			
	電話番号	029-823-5881			
	FAX番号	同上			
	E-mail	tsukushinoie@city.tsuchiura.lg.jp			
	ホームページ	https://www.city.tsuchiura.lg.jp			
	定員	14名			
	対象種別	知的障害者			
	送迎(範囲)	無			
	職員(職種)	【サービス管理責任者:1名】、【生活支援員:7名】、【看護職員:1人】			
事業概要	諸経費	食事代	350円/食	おやつ代	無
		活動費	買物などは実費	日用品費	実費負担
		送迎費	無	入浴費	無
		備考			
	利用上の留意事項	通所に際しては、利用者御自身での公共交通機関等を利用する、若しくは家族送迎のいずれかになります。			
施設での過ごし方	<ul style="list-style-type: none"> ・グループごとの機能回復訓練 (月1回・1時間程度。保健センター理学療法士による) ・各種訓練(学習、創作、軽作業など) ・外出活動(小規模の社会見学や散策等) 				
体験利用	体験利用時の送迎	家族送迎	送迎範囲	無	
	体験利用料(内訳)	350円/日			
	体験利用時必要な物品	着替え・上履き・歯ブラシセット			
	備考	体験利用時の送迎は基本的に保護者様が対応ください。			
事業所の特徴・PR					
<p>事業所の近隣には、上高津貝塚ふるさと歴史の広場や穴塚大池など自然に囲まれた環境の中に位置しており、利用者の方のニーズ、スキル、特性等を把握し、機能回復訓練や外出活動等による身体能力の維持・向上、また簡易な創作作業(自主生産品で手芸、木工)や生活訓練を通して、社会適応性、社会自立を図ることや身辺自立等の支援を提供しています。</p>					

11		はすね				
施設概要	運営法人	社会福祉法人 俊真会				
	所在地	土浦市田村町972番地				
	電話番号	029-869-5500				
	FAX番号	029-869-5510				
	E-mail	info2@shunshin.or.jp				
	ホームページ	http://shunshin.or.jp				
	定員	18名				
	対象種別	身体障害者・知的障害者				
	送迎(範囲)	〔 土浦市内、石岡市(1部)、かすみがうら市(1部)つくば市(1部) 各市の送迎範囲はお問合せください。 〕				
	職員(職種)	【管理者:1名】【サービス管理者:1名】【看護師:1名】【生活支援員:3名】				
事業概要	諸経費	食事代	1食282円	おやつ代	1回50円	
		活動費	実費	日用品費	実費	
		送迎費	無し	入浴費	-	
		備考	季節に応じたレクリエーション(いちご狩り、ピザ作り体験等)は実費となります。			
	利用上の留意事項	送迎はありますが、時間指定はできません。				
施設での過ごし方	・各種訓練(創作・軽作業・学習等)・各種レクリエーション・散歩・運動					
体験利用	体験利用時の送迎	不可	送迎範囲	-		
	体験利用料(内訳)	無し				
	体験利用時必要な物品	動きやすい服装、着替え(必要に応じて)、歯磨きセット、上履き、ハンカチ・タオル、水筒等				
	備考	体験利用時に昼食が必要な時 昼食代600円				
事業所の特徴・PR						
自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上のために、様々な運動や生産活動を行います。散歩、外出、などのレジャーもあります。生活の質を高めるための支援を行います。						

12	ブルーロータス				
施設概要	運営法人	株式会社ROUNDABOUT			
	所在地	土浦市小松2-4-1			
	電話番号	029-875-3790/080-7272-3790			
	FAX番号	029-875-3791			
	E-mail	bluelotus00011@gmail.com			
	ホームページ	https://www.roundabout-t.jp/blue-lotus/			
	定員	20名			
	対象種別	特定なし(身体、精神、知的)			
	送迎(範囲)	有	〔 事業所より片道30分圏内 〕		
	職員(職種)	【サービス管理責任者:1名】【生活支援員:6名】【看護職員:1名】			
事業概要	諸経費	食事代	250円/食	おやつ代	日用品費に含む
		活動費	買物などは実費	日用品費	100円/日
		送迎費	無料	入浴費	1,500円~2,000円/回
		備考			
	利用上の留意事項	送迎はありますが、時間指定はできません 活動プログラム予定表 2023年11月6日~			
施設での過ごし方	AM	内職	内職 ヤクルト訪問 (11:30~)	調理 ・ランチ一品 ・おやつ	内職・洗車 内職
	PM	ドライブ 個人飲み物 予算¥200以下 散歩・運動	買い出し 納品 (調理用) (事業所必要物品)	外(散歩・運動) 内(ダンス・筋トレ)	内職・洗車 納品 入浴 シャワー浴 個人活動 自由時間 散歩・運動 掃除(大掃除) (14:30~)
体験利用	体験利用時の送迎	要相談		送迎範囲	上記と同様
	体験利用料(内訳)	500円/日(昼食代体験時のみ500円)、他代替買物分			
	体験利用時必要な物品	内履き、薬(昼薬、頓服薬)、タオル、リハビリパンツ(使用していれば)、マスク、予備マスク、着替え、落ち着けるグッズ			
	備考				
事業所の特徴・PR					
<p>活動プログラムを通じて、色々なことへチャレンジを促します。 好き、得意をより伸ばしつつ、できないこと、難しいこともステップアップして取り組めるよう活動参加のできるように支援します。細かいアセスメントをとり、その人の人物像を深掘って、支援にあたっています。 作業部屋が3部屋あり、障害特性に合わせた個別スペースも設けています。</p>					

短期入所

【サービスの内容】

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。

【対象者】

障害支援区分が区分Ⅰ以上である障害者

13		一天土浦				
施設概要	運営法人	社会福祉法人一行会				
	所在地	土浦市小山崎631-13				
	電話番号	029-846-2506				
	FAX番号	029-846-2507				
	E-mail	ittenttsuchi@ikko-kai.jp				
	ホームページ	https://ikko-kai.jp/works/ittenttsuchiura/				
	支援形態	障がい者支援施設				
	対象種別	満18歳以上の知的障がい者・身体障がい者・精神障がい者				
	送迎(範囲)	なし				
	定員・居室	10名・6室 〔 個室 4床・3人部屋 2床 4人部屋 床 〕				
職員(職種)	【サービス管理責任者:2名】、【生活支援員:11名】、【看護職員:1人】、 【管理栄養士:1人】					
事業概要	諸経費	食事代	朝食250円 昼食320円 夕食320円サービス受給者証(6)による	おやつ代	100円/日	
		光熱水費	290円/日		日用品費	実費負担
		備考	その他、レクリエーション費実費負担 になります			
	利用上の留意事項					
施設での過ごし方	食事・入浴・就寝以外の時間は、本人が希望する、または適した活動を行っている。					
事業所の特徴・PR						
<p>一人ひとりの生活スタイルを尊重します。 常に客観的な目を忘れずに、地域社会と関わる環境を整備しながら、 一人ひとりの生活スタイルを尊重します。(知的障がい・肢体不自由な方等)</p>						

14		サントカミエール板谷			
施設概要	運営法人	サントカミエール合同会社			
	所在地	土浦市板谷2-3322-2			
	電話番号	029-893-6995			
	FAX番号	029-893-6995			
	E-mail	stchamiel001@gmail.com			
	ホームページ	https://stchamiel-itaya.jimdosite.com/			
	支援形態	併設型			
	対象種別	知的・精神・身体			
	送迎(範囲)	〔 土浦市内 〕			
	定員・居室	名 ・ 室 〔 個室 床 ・ 2人部屋 床 4人部屋 床 〕			
職員(職種)	【管理者:1名】、【生活支援員:1名】、【世話人:1人】				
事業概要	諸経費	食事代	1,000円/日	おやつ代	—
		光熱水費	500円/日	日用品費	166円/日
		備考	送迎する場合は、送迎費が別途かかります(実費相当)		
	利用上の留意事項	ご利用時間中の外出は、あらかじめ行先や目的などを申し出て許可を受けてください。			
施設での過ごし方	食事・入浴・就寝以外の時間は、自由に過ごしていただいています。				
事業所の特徴・PR					
<ul style="list-style-type: none"> ・共同生活援助併設型です。居室は2階になります。 ・夜間時も医療機関との連携体制が出来ており安心したサポートが受けられます。 ・サービス管理責任者基礎研修修了者、介護福祉士、保育士等の有資格者が日中、夜間を問わず生活支援員、世話人として勤務しているため質の高いサービスが受けられます。 ・利用者様の安心安全のため、日々、全スタッフへ情報共有が出来るよう体制が整っています。 ・土日祝も手作りでの昼食を提供しています。 					

15	ふわふわ土浦				
施設概要	運営法人	(株)恵			
	所在地	土浦市港町2-4-5			
	電話番号	029-875-5387			
	FAX番号	029-875-5388			
	E-mail	nozomi.hagiva@megumi-gp.com			
	ホームページ				
	支援形態	日中支援型			
	対象種別	身体障害、知的障害、精神障害、難病			
	送迎(範囲)	〔 土浦市内 〕			
	定員・居室	名 ・ 室 〔 個室 床 ・ 2人部屋 床 〕 4人部屋 床			
職員(職種)	管理者・サビ管・支援員・世話人・夜勤専従				
事業概要	諸経費	食事代	朝200円、昼300円、夕300円	おやつ代	※70円
		光熱水費	1日450円	日用品費	1日200円
		備考	おやつは任意でご注文ができます。		
	利用上の留意事項	ベッド、テレビ、カーテン以外の物品は、利用者様に用意をお願いしています。おもちゃに関しては、事前の見学等で説明いたします。			
施設での過ごし方	短期利用中でも通所の利用は可能です。 日中支援型ですので、日中もホームで過ごして頂くこともできます。散歩やドライブなど外出支援も利用者様に合った過ごし方をして頂けます。				
事業所の特徴・PR					
<p>明るく楽しい雰囲気、生活が出来るように支援しています。 食事は、季節に合った食材やメニューが豊富で利用者様に大変好評です。 入居者様と毎月のイベントに参加して頂き、楽しくご利用が出来るようにして頂きたいと思ひます。 ロングで利用も可能です。ぜひご見学にお越しください。職員一同お待ちしております。</p>					

施設入所支援

【サービスの内容】

その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。

【対象者】

- ① 生活介護を受けている者であって障害支援区分が区分4(50歳以上の者にあっては区分3)以上である者
- ② 自立訓練又は就労移行支援(以下この②において「訓練等」という。)を受けている者であって、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難なもの
- ③ 生活介護を受けている者であって障害支援区分4(50歳以上の場合は障害支援区分3)より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者
- ④ 就労継続支援B型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者

※③又は④の者のうち「新規の入所希望者以外の者」については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画案の作成を求めた上で、引き続き、施設入所支援の利用を認めて差し支えない。

- ・ 法の施行時の身体・知的の旧法施設(通所施設も含む)の利用者(特定旧法受給者)
- ・ 法の施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者
- ・ 平成24年4月の児童福祉法改正の施行の際に障害児施設(指定医療機関を含む)に入所している者

※障害者支援施設及びのぞみの園が行う施設障害福祉サービス(法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスをいう。以下同じ。)は、施設入所支援のほか、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型とする。

16	一天土浦				
施設概要	運営法人	社会福祉法人一行会			
	所在地	土浦市小山崎631-13			
	電話番号	029-846-2506			
	FAX番号	029-846-2507			
	E-mail	ittenttsuchi@ikko-kai.jp			
	ホームページ	https://ikko-kai.jp/works/ittenttsuchiura/			
	支援形態	障がい者支援施設(入所支援)			
	対象種別	満18歳以上の知的障がい者・身体障がい者・精神障がい者			
	定員・居室	40名・40室			個室 40名・3人部屋 名 4人部屋 名
	職員(職種)	【サービス管理責任者:2名】、【生活支援員:11名】、【看護職員:1人】、【管理栄養士:1人】			
事業概要	生活費	食費	朝食410円、昼食520円 夕食520円	居室料	0
		光熱水費	日額290円	日用品費	実費負担
		被服費	実費負担	その他	おやつ/100円/日 レンタル寝具880円/月実費負担
		補足給付	生活保護受給世帯・非課税世帯の場合、本人の前年の収入や支出額を基に、食事代や光熱水費の実費負担分の軽減措置を受けることができます。補足給付の金額により、施設に支払う費用は変わります。		
		備考	その他、ヘアカット代3000円、レクリエーション費実費負担 になります		
	利用上の留意事項	・来訪、面会、外出、外泊の際は、事前の連絡が必要です。 ・専門的な受診が必要と判断された場合や、遠方での受診は、ご家族に協力していただく必要があります。			
本入所までに必要なこと	まず、現在お住まいの市区町村の障害福祉窓口にて、介護給付費等支給申請を行い、障害程度区分の認定と障害福祉サービス受給者証の交付をうけていただきます。その後、当方との契約をしてサービスを利用することになります				
体験利用	体験利用時の送迎	なし	送迎範囲	なし	
	体験利用料(内訳)	短期入所を利用し体験			
	体験利用時必要な物品	障害福祉サービス受給者証、衣類、タオル、歯磨きセット等			
	備考				
事業所の特徴・PR					
一人ひとりの生活スタイルを尊重します。 常に客観的な目を忘れずに、地域社会と関わる環境を整備しながら、 一人ひとりの生活スタイルを尊重します。(知的障がい・肢体不自由な方等)					

療養介護

【サービス内容】

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供する。

【対象者】

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として次に掲げる者

①	障害支援区分6	気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者	
②	障害支援区分5以上かつ(ア)から(エ)のいずれかに該当する者	(ア)	重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者
		(イ)	医療的ケアの判定スコアが16点以上の者
		(ウ)	障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上であって、医療的ケアスコアが8点以上の者
		(エ)	遷延性意識障害者であって、医療的ケアの判定スコアが8点以上の者
③	①及び②に準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものであると市町村が認めた者		
④	旧重症心身障害児施設(平成24年4月の改正前の児童福祉法(以下「旧児童福祉法」という。)第43条の4に規定する重症心身障害児施設をいう。)に入所した者又は指定医療機関(旧児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関をいう。)に入院した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用する①及び②以外の者		

【その他】

土浦市内において、療養介護の指定を取得している事業所は現在ありません。
本ガイドブックにおいても、概要のみの掲載となります。

共同生活援助

【サービスの内容】

障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。

【支援形態】

- ① 介護包括支援型
- ② 外部サービス利用型
- ③ 日中サービス支援型
- ④ サテライト型住居

※サテライト型住居は、原則、入居から3年以内に一般住宅等へ移行する必要があります。

17		イツツ・ミーケア神立							
施設概要	運営法人	株式会社 イツツ・ミー							
	所在地	土浦市菅谷町1469-154							
	電話番号	029-811-9119							
	FAX番号	029-811-9119							
	E-mail	koizumi@it-s-me.co.jp							
	ホームページ	https://it-s-me.co.jp/							
	支援形態	日中支援型							
	対象種別	知的障害・精神障害							
	定員(性別)	男性	9名	女性		0名	計	9名	個室
	職員(職種)	【サービス管理責任者:1名】、【生活支援員:3名】、【世話人:9名】							
事業概要	生活費	家賃(補助なし)	26,600円	食費	41,850円(日/3食) ※31日計算				
		光熱水費	15,000円	日用品費	5,000円				
		その他		合計	88,450円				
		特定障害者特別給付費	生活保護受給世帯・非課税世帯の場合、月1万円を上限に、家賃の補助を受けることができます。受給者証に記載がある場合、上記、家賃(補助なし)より給付費を差し引いた分が家賃の実費負担となります。						
		備考	食費:日/3食 31日計算						
	利用上の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間職員配置 ・中重度者受け入れ ・金銭管理は入居契約とは別に金銭管理契約を結ぶことで、対応可能。 							
本入所までに必要なこと	体験利用をしたうえで、本入所の判断をします。 ※状況により、応相談		障害支援区分の取得	必要					
体験利用	体験利用時の送迎	なし	受給者証の必要性 (共同生活援助(体験))	必要					
	体験利用料(内訳)	1日当たり、2,852円							
	体験利用時必要な物品	歯磨きセット・着替え・タオル・バスタオル							
	備考	お気軽にお問い合わせください。							
事業所の特徴・PR									
<p>私共は、障がいを抱えていても自分らしく生きることが出来ることを目標に「自分らしく生きる=イツツ・ミー」を社名にも取り入れています。</p> <p>当法人では、日中支援型・介護包括型のグループホームを運営し、障がいを抱え、困っている方々を一人でも多く、自分らしく生きられるようお手伝いしたいと考えております。</p> <p>日中支援型のイツツ・ミーケア神立においては、強制せず、自分のペースで生活ができるよう、入居者様一人一人とよく話し合い、その方のペースで生活ができるよう支援しています。</p>									

18	グループホーム イッツ・ミー 荒川沖東								
施設概要	運営法人	株式会社イッツ・ミー							
	所在地	土浦市荒川沖東3-10-34 スターライト							
	電話番号	029-811-8058							
	FAX番号	029-811-8058							
	E-mail	harigae@it-s-me.co.jp							
	ホームページ	http://it-s-me.co.jp							
	支援形態	介護サービス包括型							
	対象種別	精神・知的							
	定員(性別)	男性	名	女性	名	計	名	個室	5
	職員(職種)	【サービス管理責任者:2人】、【生活支援員:6人】、【世話人:16人】、【看護職員:3人】、【事務員:2人】《延べ人数》							
事業概要	生活費	家賃(補助なし)	35,400円	食費	夕食500円・朝食350円				
		光熱水費	実費	日用品費	3,600円				
		その他	共有スペース水光熱費負担		合計				
		特定障害者特別給付費	1万円/月を上限に、家賃の補助を受けることができます。受給者証に記載がある場合、上記、家賃(補助なし)より給付費を差し引いた分が家賃の実費負担となります。						
		備考							
	利用上の留意事項	日中支援等無し(世話人不在)、夜間世話人16時30分～翌朝8時30分配置の為ある程度の自立している方が対象とさせていただきます。							
本入所までに必要なこと	内見・支援者会議等々			障害支援区分の取得	必要				
体験利用	体験利用時の送迎	無し		受給者証の必要性(共同生活援助(体験))	必要				
	体験利用料(内訳)	1日あたり750円(家賃;500円・水光熱;250円)							
	体験利用時必要な物品	体験日数により身の回り品							
	備考	詳細はお気軽にお問合せください。							
事業所の特徴・PR									
<p>完全個室型(アパートタイプ)、家具・家電備え付けの障がい者グループホームです。障がいをお持ちの方も、自分らしく生活が出来るプライベート空間をご提供する施設となっています。</p>									

19	グループホーム イッツ・ミー 荒川沖東サテライト								
施設概要	運営法人	株式会社イッツ・ミー							
	所在地	土浦市荒川沖398-2 中野ハイツ							
	電話番号	029-811-8058							
	FAX番号	029-811-8058							
	E-mail	harigae@it-s-me.co.jp							
	ホームページ	http://it-s-me.co.jp							
	支援形態	サテライト型							
	対象種別	精神・知的							
	定員(性別)	男性	名	女性	名	計	名	個室	2
	職員(職種)	【サービス管理責任者:2人】、【生活支援員:6人】、【世話人:16人】、【看護職員:3人】、【事務員:2人】《延べ人数》							
事業概要	生活費	家賃(補助なし)	31,400円		食費	無し			
		光熱水費	実費		日用品費	無し			
		その他	共有スペース水光熱費負担		合計				
		特定障害者特別給付費	1万円/月を上限に、家賃の補助を受けることができます。受給者証に記載がある場合、上記、家賃(補助なし)より給付費を差し引いた分が家賃の実費負担となります。						
		備考	食事提供無し						
	利用上の留意事項	日中支援等無し(世話人不在)、夜間世話人16時30分～翌朝8時30分配置の為ある程度の自立している方が対象とさせていただきます。							
本入所までに必要なこと	内見・支援者会議等々			障害支援区分の取得	必要				
体験利用	体験利用時の送迎	無し		受給者証の必要性(共同生活援助(体験))	必要				
	体験利用料(内訳)	1日あたり750円(家賃;500円・水光熱;250円)							
	体験利用時必要な物品	体験日数により身の回り品							
	備考	詳細はお気軽にお問合せください。							
事業所の特徴・PR									
<p>完全個室型(アパートタイプ)、家具・家電備え付けの障がい者グループホームです。障がいをお持ちの方も、自分らしく生活が出来るプライベート空間をご提供する施設となっています。</p>									

20	グループホーム イッツ・ミー中村南								
施設概要	運営法人	株式会社イッツ・ミー							
	所在地	土浦市中村南6-6-38 桂コーポ中村							
	電話番号	029-811-8058							
	FAX番号	029-811-8058							
	E-mail	harigae@it-s-me.co.jp							
	ホームページ	http://it-s-me.co.jp							
	支援形態	介護サービス包括型							
	対象種別	精神・知的							
	定員(性別)	男性	名	女性	名	計	名	個室	6
	職員(職種)	【サービス管理責任者:2人】、【生活支援員:6人】、【世話人:16人】、【看護職員:3人】、【事務員:2人】《延べ人数》							
事業概要	生活費	家賃(補助なし)	33,300円		食費	夕食500円・朝食350円			
		光熱水費	実費		日用品費	3,600円			
		その他	共有スペース水光熱費負担		合計				
		特定障害者特別給付費	1万円/月を上限に、家賃の補助を受けることができます。受給者証に記載がある場合、上記、家賃(補助なし)より給付費を差し引いた分が家賃の実費負担となります。						
		備考							
	利用上の留意事項	日中支援等無し(世話人不在)、夜間世話人16時30分～翌朝8時30分配置の為ある程度の自立している方が対象とさせていただきます。							
本入所までに必要なこと	内見・支援者会議等々				障害支援区分の取得	必要			
体験利用	体験利用時の送迎	無し		受給者証の必要性(共同生活援助(体験))	必要				
	体験利用料(内訳)	1日あたり750円(家賃;500円・水光熱;250円)							
	体験利用時必要な物品	体験日数により身の回り品							
	備考	詳細はお気軽にお問合せください。							
事業所の特徴・PR									
<p>完全個室型(アパートタイプ)、家具・家電備え付けの障がい者グループホームです。障がいをお持ちの方も、自分らしく生活が出来るプライベート空間をご提供する施設となっています。</p>									

21	グループホーム イッツ・ミー中村南サテライト								
施設概要	運営法人	株式会社イッツ・ミー							
	所在地	土浦市中村南6-6-38 コーポUSAⅡ							
	電話番号	029-811-8058							
	FAX番号	029-811-8058							
	E-mail	harigae@it-s-me.co.jp							
	ホームページ	http://it-s-me.co.jp							
	支援形態	サテライト型							
	対象種別	精神・知的							
	定員(性別)	男性	名	女性	名	計	名	個室	2
	職員(職種)	【サービス管理責任者:2人】、【生活支援員:6人】、【世話人:16人】、【看護職員:3人】、【事務員:2人】《延べ人数》							
事業概要	生活費	家賃(補助なし)	35,400円		食費	無し			
		光熱水費	実費		日用品費	無し			
		その他	共有スペース水光熱費負担		合計				
		特定障害者特別給付費	1万円/月を上限に、家賃の補助を受けることができます。受給者証に記載がある場合、上記、家賃(補助なし)より給付費を差し引いた分が家賃の実費負担となります。						
		備考	食事提供無し						
	利用上の留意事項	日中支援等無し(世話人不在)、夜間世話人16時30分～翌朝8時30分配置の為ある程度の自立している方が対象とさせていただきます。							
本入所までに必要なこと	内見・支援者会議等々			障害支援区分の取得	必要				
体験利用	体験利用時の送迎	無し		受給者証の必要性(共同生活援助(体験))	必要				
	体験利用料(内訳)	1日あたり750円(家賃;500円・水光熱;250円)							
	体験利用時必要な物品	体験日数により身の回り品							
	備考	詳細はお気軽にお問合せください。							
事業所の特徴・PR									
<p>完全個室型(アパートタイプ)、家具・家電備え付けの障がい者グループホームです。障がいをお持ちの方も、自分らしく生活が出来るプライベート空間をご提供する施設となっています。</p>									

22	オアシス								
施設概要	運営法人	医療法人霞水会				No image			
	所在地	土浦市東若松町3969							
	電話番号	029-821-3100							
	FAX番号	029-821-3122							
	E-mail	Oasis.t.kousei@iaa.itkeeper.ne.jp							
	ホームページ								
	支援形態	共同生活援助							
	対象種別	精神障害者							
	定員(性別)	男性	12名	女性	8名		計 20名	個室	有
	職員(職種)	【施設長/サービス管理責任者:1名】、【世話人:2名】							
事業概要	生活費	家賃(補助なし)	35,000円		食費	約13,600円(変動あり)			
		光熱水費	10,000円		日用品費				
		その他			合計	約58,600円(変動あり)			
		特定障害者特別給付費	生活保護受給世帯・非課税世帯の場合、月1万円を上限に、家賃の補助を受けることができます。受給者証に記載がある場合、上記、家賃(補助なし)より給付費を差し引いた分が家賃の実費負担となります。						
	備考	基本的に平日日中通院リハビリ施設に通所して頂きます。通所日数は状況によって検討していきます。							
	利用上の留意事項	夜間職員が不在になる事、施設内階段がある事から生活動作が自立している方を対象とさせていただきます。薬・金銭管理は基本的に自己管理となります。							
本入所までに必要なこと	平日・休日の体験利用をした上で本入所の判断を致します。				障害支援区分の取得	後日取得可			
体験利用	体験利用時の送迎	なし		受給者証の必要性 (共同生活援助(体験))	なくても可能				
	体験利用料(内訳)	食費:朝食320円 昼食/夕食520円/1日 居室料:1500円/1日							
	体験利用時必要な物品	コップ・上履き・入浴用品・洗濯用品・洗面用品・着替え							
	備考	精神科受診されている方が対象となります。見学もできますのでお問い合わせください。							
事業所の特徴・PR									

23		グループホームおひさま							
施設概要	運営法人	株式会社パートナーズ							
	所在地	土浦市田中一丁目7番3号							
	電話番号	029-895-4531							
	FAX番号	029-895-4531							
	E-mail	info@ohisama-p.jp							
	ホームページ	https://ohisama-p.com							
	支援形態	介護サービス包括型							
	対象種別	知的・身体・精神							
	定員(性別)	男性	名	女性		4名	計	4名	個室
	職員(職種)	【サービス管理責任者:1名】、【生活支援員:1名】、【世話人:7人】							
事業概要	生活費	家賃(補助なし)	30,000円	食費	21,000円				
		光熱水費	10,000円	日用品費	4,000円				
		その他		合計	65,000円				
		特定障害者特別給付費	生活保護受給世帯・非課税世帯の場合、月1万円を上限に、家賃の補助を受けることができます。受給者証に記載がある場合、上記、家賃(補助なし)より給付費を差し引いた分が家賃の実費負担となります。						
	備考								
利用上の留意事項	日中(9:00~16:00)は職員不在になりますので、生活動作が自立している方を対象とさせていただきます。								
本入所までに必要なこと	体験利用をしたうえで、本入所を判断します。		障害支援区分の取得	後で取得も可					
体験利用	体験利用時の送迎	可能	受給者証の必要性 (共同生活援助(体験))	なくても可能					
	体験利用料(内訳)	1日あたり2,095円~2,166円 (家賃:967~1,000円 食材料費:677~700円 光熱費:322~333円 日用品:129~133円)							
	体験利用時必要な物品	歯磨きセット・着替え・処方薬							
	備考	お気軽にお問い合わせください。							
事業所の特徴・PR									

24		グループホームおひさま高津					
施設概要	運営法人	株式会社パートナーズ					
	所在地	土浦市上高津新町11-21					
	電話番号	029-895-4531					
	FAX番号	029-895-4531					
	E-mail	info@ohisama-p.jp					
	ホームページ	https://ohisama-p.com					
	支援形態	介護サービス包括型					
	対象種別	知的・身体・精神					
	定員(性別)	男性	5名	女性		名計5名	個室
	職員(職種)	【サービス管理責任者:1名】、【生活支援員:1名】、【世話人:6人】					
事業概要	生活費	家賃(補助なし)	30,000円	食費	21,000円		
		光熱水費	12,000円	日用品費	4,000円		
		その他		合計	67,000円		
		特定障害者特別給付費	生活保護受給世帯・非課税世帯の場合、月1万円を上限に、家賃の補助を受けることができます。受給者証に記載がある場合、上記、家賃(補助なし)より給付費を差し引いた分が家賃の実費負担となります。				
	備考						
利用上の留意事項	昼間(8:00~16:00)は職員不在となります。ある程度の日常生活動作が自立している方を対象とさせていただきます。						
本入所までに必要なこと	見学、体験利用をまずお勧めします。			障害支援区分の取得	後で取得も可		
体験利用	体験利用時の送迎	可能	受給者証の必要性 (共同生活援助(体験))		なくても可能		
	体験利用料(内訳)	上記の金額に対して日割り換算になります。					
	体験利用時必要な物品	着替え、洗面用具、受給者証、障がい者手帳、上履き、その他個人の必要に応じて(薬など)					
	備考	お気軽にお問い合わせください。					
事業所の特徴・PR							

25	グローバルホーム9								
施設概要	運営法人	ハッピーホールディングス株式会社							
	所在地	土浦市大岩田2478-4							
	電話番号	029-869-5345							
	FAX番号	029-869-5346							
	E-mail	gh09tsuchiura@gmail.com							
	ホームページ	https://global-home.support/							
	支援形態	介護サービス包括型							
	対象種別	身体、知的、精神、難病対象者							
	定員(性別)	男性	名	女性	名	計	14名	個室	有
	職員(職種)	【サービス管理責任者】、【生活支援員】、【世話人】							
事業概要	生活費	家賃(補助なし)	34,000円	食費	朝300円、昼・夕食450円				
		光熱水費	実費	日用品費	-				
		その他	-	合計					
		特定障害者特別給付費	生活保護受給世帯・非課税世帯の場合、月1万円を上限に、家賃の補助を受けることができます。受給者証に記載がある場合、上記、家賃(補助なし)より給付費を差し引いた分が家賃の実費負担となります。						
		備考	<ul style="list-style-type: none"> ・お食事は任意です。召し上がる食数分のお支払いになります。 ・家賃+食費(注文数分)+光熱水費(実費)→1か月の費用となります。 						
	利用上の留意事項	夜間帯は職員不在になります。(緊急時には電話での連絡)							
本入所までに必要なこと	通常、見学→体験利用→本入居となりますが、進め方についてはご相談ください。				障害支援区分の取得	後で取得も可			
体験利用	体験利用時の送迎	ご相談ください	受給者証の必要性 (共同生活援助(体験))		なくても可能				
	体験利用料(内訳)	2泊3日までは無料でお試しいただけます。詳細はお問い合わせください。							
	体験利用時必要な物品	家電、ベッド等家具は備え付けております。洗面道具等の、身の回りの物のみでご利用いただけます。							
	備考								
事業所の特徴・PR									
<p>グローバルホームは障がい者総合支援法で定められた共同生活援助(障がいをお持ちの方に対して地域で自立した生活を送ることができるようにサポートする住居型)という福祉サービスです。朝食・昼食・夕食の提供やその他生活に関する相談等を行いながら自立した生活を目指していきます。マンションタイプのグループホームで、すべての部屋にバス・トイレがついていることに加えて、必要最低限の家具や家電は入居時から、設置しています。グループホームには珍しい《全室個室・マンションタイプ》の住居で、プライベートの時間をゆっくりお過ごしいただくことが可能です。</p>									

26	サントカミエール板谷								
施設概要	運営法人	サントカミエール合同会社							
	所在地	土浦市板谷2-3322-2							
	電話番号	029-893-6995							
	FAX番号	029-893-6995							
	E-mail	stchamiel001@gmail.com							
	ホームページ	https://stchamiel-itaya.jimdosite.com/							
	支援形態	介護サービス包括型							
	対象種別	知的・精神・身体							
	定員(性別)	男性	5名	女性		0名	計	5名	個室
	職員(職種)	【サービス管理責任者:1名】、【生活支援員:2名】、【世話人:3人】							
事業概要	生活費	家賃(補助なし)	22,000円	食費	30,000円				
		光熱水費	15,000円	日用品費	5,000円				
		その他	なし	合計/月	72,000円				
		特定障害者特別給付費	生活保護受給世帯・非課税世帯の場合、月1万円を上限に、家賃の補助を受けることができます。受給者証に記載がある場合、上記、家賃(補助なし)より給付費を差し引いた分が家賃の実費負担となります。						
		備考							
	利用上の留意事項	・バリアフリーではないため、多少の段差があります。							
本入所までに必要なこと					障害支援区分の取得	後で取得でも可			
体験利用	体験利用時の送迎	可能	受給者証の必要性 (共同生活援助(体験))		あり				
	体験利用料(内訳)	特別給付費有 1,666円/日(光熱費、日用品、朝食、夕食)							
	体験利用時必要な物品	タオル、歯磨きセット、着替え等							
	備考	布団の貸出あり:100円/日 , お気軽にお問合せください。							
事業所の特徴・PR									
<ul style="list-style-type: none"> ・夜間時も医療機関との連携体制が出来ており安心したサポートが受けられます。 ・サービス管理責任者基礎研修修了者、介護福祉士、保育士等の有資格者が日中、夜間を問わず生活支援員、世話人として勤務しているため質の高いサービスが受けられます。 ・利用者様の安心安全のため、日々、全スタッフへ情報共有が出来よう体制が整っています。 ・土日祝も手作りでの昼食を提供しています。 									

27		つばめ								
施設概要	運営法人	社会福祉法人 俊真会								
	所在地	土浦市田村町972番地								
	電話番号	029-869-5500								
	FAX番号	029-869-5510								
	E-mail	info2@shunshin.or.jp								
	ホームページ	http://shunshin.or.jp								
	支援形態	介護サービス包括型								
	対象種別	知的障害者・身体障害者(車いす使用不可)								
	定員(性別)	男性	6名	女性		0名	計	6名	個室	6
	職員(職種)	【サービス管理者:1名】【生活支援員:1名】【世話人:1名】								
事業概要	生活費	家賃(補助なし)	32,000円		食費	朝300円昼600円0夜600円(ご利用分を請求)				
		光熱水費	家賃に含まれます。		日用品費	実費				
		その他	金銭管理1,000円(希望の場合)		合計					
		特定障害者特別給付費	該当者は月1万円を上限に、家賃の補助を受けることができます。受給者証に記載がある場合、上記、家賃(補助なし)より給付費を差し引いた分が家賃の実費負担となります。							
		備考								
	利用上の留意事項	・ある程度の生活動作が自立できる方を対象とさせていただきます。								
本入所までに必要なこと	体験利用をしたうえで、本入所の判断をします。				障害支援区分の取得	後で取得でも可				
体験利用	体験利用時の送迎	不可		受給者証の必要性(共同生活援助(体験))	なくても可能					
	体験利用料(内訳)	1日当たり1,032円~1,143円(月によって違います。)								
	体験利用時必要な物品	着替え、歯磨きセット、バスタオル、タオル、水筒、上履き								
	備考	お気軽にお問合せください。(2023年11月現在 満室)								
事業所の特徴・PR										
ひとりひとりのニーズに沿って世話人による日常生活援助、自立生活援助を行います。談話室、キッチン 風呂・トイレがあります。また、はすね(併設の多機能型施設)での活動やイベントに参加することで社会から孤立することなく生活ができるよう支援します。										

28	陽なたハウス					
施設概要	運営法人	エミエル合同会社				
	所在地	土浦市桜町1-1-19				
	電話番号	029-869-7326				
	FAX番号	029-898-9370				
	E-mail	info@hinata-house.biz				
	ホームページ	https://hinata-house.biz				
	支援形態	共同生活援助				
	対象種別	知的・精神障害				
	定員(性別)	男性 15名	女性 10名	計 25名	個室 25室	
	職員(職種)	【管理者・サービス管理責任者:1名】、【生活支援員:1名】、【世話人:20人】、				
事業概要	生活費	家賃(補助なし)	A館17,000円、B館13,600円、C館18,350円、D館18,750円、E館20,000円	食費	30,000円	
		光熱水費	15,000円	日用品費	5,000円	
		その他		合計	A館67,000円、B館63,600円、C館68,350円、D館68,750円、E館70,000円	
		特定障害者特別給付費	生活保護受給世帯・非課税世帯の場合、月1万円を上限に、家賃の補助を受けることができます。受給者証に記載がある場合、上記、家賃(補助なし)より給付費を差し引いた分が家賃の実費負担となります。			
		備考				
		利用上の留意事項	世話人が夕方17時～翌朝9時まで常駐します。			
	本入所までに必要なこと	体験利用をお勧めしています。体験後、入居について相談員さんを交えて決めて頂きます。	障害支援区分の取得	後で取得でも可		
体験利用	体験利用時の送迎	送迎はありません	受給者証の必要性(共同生活援助(体験))	共同生活援助の体験が必要です。		
	体験利用料(内訳)	1日あたり、A館2,650円、B館2,600円、C館2,670円、D館2,680円、E館2,690円				
	体験利用時必要な物品	布団、着替え、入浴セット、歯みがきセット				
	備考					
事業所の特徴・PR						
<ul style="list-style-type: none"> ・Wi-Fi全館完備 ・余活動 お誕生日会、クリスマス会 						

29	ふわふわ土浦					
施設概要	運営法人	(株)恵			No image	
	所在地	土浦市港町2-4-5				
	電話番号	029-875-5387				
	FAX番号	029-875-5388				
	E-mail	nozomi.hagiya@megumi-gp.com				
	ホームページ					
	支援形態	日中サービス支援型				
	対象種別	身体障害、知的障害、精神障害、難病				
	定員(性別)	男性 10名	女性 0名	計 10名	個室	すべての居室
	職員(職種)	【管理者】、【サビ管】、【支援員】、【世話人】、【夜勤専従】				
事業概要	生活費	家賃(補助なし)	月34,000円(1日1200円)	食材料費	朝200円、昼300円、夕300円※実費	
		光熱水費	月13,000円(1日450円)	日用品費	月2,000円(1日70円)	
		その他	おやつ70円	合計	73,000円(※食材費30日想定金額)	
		特定障害者特別給付費	生活保護受給世帯・非課税世帯の場合、月1万円を上限に、家賃の補助を受けることができます。受給者証に記載がある場合、上記、家賃(補助なし)より給付費を差し引いた分が家賃の実費負担となります。			
	備考					
	利用上の留意事項	生活に必要な家具等は、ご利用者様にご用意して頂き、ご利用者様の支援に沿った居室をご提案させていただきます。お持物に関しては、担当者会議にて注意事項等も含めご説明させていただきます。				
本入所までに必要なこと	見学→SS・体験→サービス担当者会議→本入居			障害支援区分の取得	必須	
体験利用	体験利用時の送迎	基本的には、行っていません	受給者証の必要性 (共同生活援助(体験))	必須		
	体験利用料(内訳)	家賃証明を発行いたします。				
	体験利用時必要な物品	寝具、利用日数分位の着替え、口腔ケアセット、タオル、バスタオル、薬、オムツ等				
	備考					
事業所の特徴・PR						
<p>明るく楽しい雰囲気、生活ができるように支援しています。</p> <p>自立に向け小さな事から学んで頂き、就労、生活介護の利用も出来ます。</p> <p>日中、外部支援事業所に行かず、ホーム内で日中活動も可能です。(散歩やリハビリ、ドライブ等)</p> <p>毎月楽しめるイベントを行い、土浦のお祭りなどにも参加し楽しんでいます。</p> <p>訪問診療や訪問看護、訪問リハビリを利用している方も多くいらっしゃいます。</p> <p>出来ることを増やしていけるように、今後も支援してまいりますので、ぜひ見学にお越しください。</p> <p>職員一同お待ちしております。</p>						

30	みらいのたね茨城				
施設概要	運営法人	黒たまごジャパン みらいのたね茨城			
	所在地	土浦市若松町7-11、6-13			
	電話番号	029-875-5200			
	FAX番号	029-875-5200			
	E-mail	mirainotaneibaraki1w@gmail.com			
	ホームページ				
	支援形態	介護サービス包括型			
	対象種別	精神、知的、身体			
	定員(性別)	男性 9名	女性 名	計 9名	個室 9
	職員(職種)	【管理者1名】、【サービス管理責任者1名】、【精神保健福祉士1名】、【介護福祉士4名】、【世話人5名】			
事業概要	生活費	家賃(補助なし)	22,000円・23,500円	食費	30,000円
		光熱水費	20,000円	日用品費	5,000円
		その他		合計	77,000円・78,500円
		特定障害者特別給付費	生活保護受給世帯・非課税世帯の場合、月1万円を上限に、家賃の補助を受けることができます。受給者証に記載がある場合、上記、家賃(補助なし)より給付費を差し引いた分が家賃の実費負担となります。		
	備考				
	利用上の留意事項				
本人所までに必要なこと	受給者証、自立支援医療の持参		障害支援区分の取得	認定中でも可能	
体験利用	体験利用時の送迎	可能	受給者証の必要性 (共同生活援助(体験))	ない場合は、実費計算	
	体験利用料(内訳)	上記の利用料の日割り計算【30日で割る】			
	体験利用時必要な物品	着替え・入浴、洗面道具			
	備考				
事業所の特徴・PR					

自立訓練（機能訓練）

【サービスの内容】

障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

【対象者】

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者。

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者
- ② 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 等

【標準利用期間】

原則として、1年6か月（18ヶ月）が標準利用期間となります。

※頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある場合は、3年間（36ヶ月）

自立訓練（生活訓練）

【サービスの内容】

障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

【対象者】

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者。

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者
- ② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 等

【標準利用期間】

原則として、2年間（24ヶ月）が標準利用期間となります。

※長期間入院していた又はこれに類する事由のある障害者にあっては、3年間（36か月）

宿泊型自立訓練

【サービスの内容】

障害者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

【対象者】

自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障害者

【標準利用期間】

原則として、2年間（24ヶ月）が標準利用期間となります。

※長期間入院していた又はこれに類する事由のある障害者にあっては、3年間（36か月）

【その他】

土浦市内において、宿泊型自立訓練の指定を取得している事業所は現在ありません。

本ガイドブックにおいても、概要のみの掲載となります。

31		はすね			
施設概要	運営法人	社会福祉法人 俊真会			
	所在地	土浦市田村町972番地			
	電話番号	029-869-5500			
	FAX番号	029-869-5510			
	E-mail	info2@shunshin.or.jp			
	ホームページ	http://shunshin.or.jp			
	サービス種別	自立訓練(生活訓練)			
	定員	6名			
	対象種別	知的障害者・身体障害者			
	送迎(範囲)	〔 土浦市内、石岡市(一部)、かすみがうら市(一部)つくば市(一部) 各市の送迎範囲はお問合せください。 〕			
職員(職種)	【管理者:1名】【サービス管理者:1名】【看護師:1名】【生活支援員:3名】				
事業概要	諸経費	食事代	1日282円	送迎費	無し
		活動費	実費	日用品費	実費
		備考	季節に応じたレクリエーション(いちご狩り、ピザ作り体験等)は実費となります。		
	利用上の留意事項	送迎はありますが、時間指定はできません。			
施設での過ごし方	・各種訓練(創作・軽作業・学習等)・各種レクリエーション・散歩・運動				
体験利用	体験利用時の送迎	不可	送迎範囲	-	
	体験利用料(内訳)	無し			
	体験利用時必要な物品	動きやすい服装、着替え(必要に応じて)、歯磨きセット、上履き、ハンカチ・タオル、水筒			
	備考	体験利用時に昼食が必要な時 昼食代600円			
事業所の特徴・PR					
<p>自立した日常生活や社会活動を送ることができるような個別支援を行います。 入浴や排泄、食事などの生活するための生活能力を維持向上するためにの訓練を行います。</p>					

就労移行支援

【サービスの内容】

就労を希望する65歳未満の障害者又は65歳以上の障害者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた障害者に限る。）であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。

【対象者】

- ①就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者又は65歳以上の者
- ②あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、65歳以上の者を含む就労を希望する者

※ただし、65歳以上の者は、65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた者に限る。

【標準利用期間】

原則として、2年間（24ヶ月）が標準利用期間となります。

※あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする養成施設を利用する場合は、3年間（36ヶ月）又は5年（60ヶ月）

就労継続支援A型

【サービスの内容】

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

【対象者】

企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者又は65歳以上の者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた者に限る。）。具体的には次のような例が挙げられる。

- ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者

就労継続支援B型

【サービスの内容】

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

【対象者】

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。具体的には次のような者が挙げられる。

- ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- ② 50歳に達している者又は障害基礎年金Ⅰ級受給者
- ③ ①及び②のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者
- ④障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の経路を経て、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者。

32	あらた				
施設概要	運営法人	株式会社あらた あらた土浦事業所		 	
	所在地	茨城県土浦市大和町8-22 土浦タマキビル4F			
	電話番号	029-897-3407			
	FAX番号	029-897-3408			
	E-mail	arata-tsuchiura_info@dune.ocn.ne.jp			
	ホームページ	https://arata-2014.com/info_tsutiura.html			
	定員	20名			
	対象種別	身体 精神 知的 難病 その他			
	送迎(範囲)	〔 送迎無し 〕			
職員(職種)	【サービス管理責任者兼管理者:1名】、【生活支援員:1名】、【職業指導員:4名】、【賃金向上達成指導員:1名】				
事業概要	種別	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	
	平均 工賃月額	86420円 (時給980円×4時間×22日勤務の場合)			
	訓練・ 作業内容	軽作業 ・フィギュア等のクリーニング、加工作業 ・ペン等の袋入れ、シール貼り作業 ・PC入力作業 ・ネット出品作業等 ※上記以外に作業内容によって施設外での作業もあり			
	諸 経 費	食事代	希望者は250円で提供可能 (給与から天引きとなります)	送迎費	/
		活動費	無し	日用品費	実費
		備考	作業中におきまして通常経費の発生はございませんが、休憩時間等においての飲食物を店舗で購入される際には各自で準備をお願い致します。		
利用上の 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償して頂く事があります。 ・貴重品についてはご利用者自身の責任において管理して頂きます。自己管理のできないご利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願い致します。 ・ご利用者の宗教、政治等の思想や信仰は自由ですが、他利用者や施設職員への活動等はご遠慮下さい。 ・当事業所では仕事・日常生活の安全確保の為、防犯カメラを設置していますので、ご理解の上ご契約下さい。 				
体験利用	体験利用時の送迎	送迎無し	送迎範囲	/	
	体験利用料(内訳)	無し			
	体験利用時必要な物品	<ul style="list-style-type: none"> ・作業の妨げとならない服装(私服可) ・作業を円滑に進める為の事務用品(筆記具、メモ帳など) 			
	備考	体験利用が決まった際には体験開始日までにハローワークからの紹介状、履歴書を準備して頂き、体験時に持参をお願い致します。			
事業所の特徴・PR					
<ul style="list-style-type: none"> ・ご利用者本人のニーズ及びご家族様のニーズを相互に理解し適切な支援を行なっていきます。 ・一般就労へ向けての知識・能力の向上を図る為、週に一度ご利用者向けの勉強会を実施しています。 就労に必要な知識・能力が高まったご利用者は本人の意向を大切に関係機関と連携して一般就職を目指します。 <ul style="list-style-type: none"> ・精神面において支援が必要なご利用者に対しては適宜面談の時間を設け、不安やストレスを溜め込まないようにサポートしていきます。 					

33	障がい者就労継続支援A型事業所 エピ ^o				
施設概要	運営法人	株式会社 千手			
	所在地	茨城県土浦市港町1-7-6 Portビル4A			
	電話番号	029-846-4260			
	FAX番号	029-846-4261			
	E-mail	epi@senju.co			
	ホームページ	http://www.senju.co/			
	定員	20名			
	対象種別	精神障害者・身体障害者・発達障害・難病			
	送迎(範囲)	〔 事業所から施設外就労先への送迎有 〕			
	職員(職種)	【サービス管理責任者:1名】【生活支援員:2名】【職業指導員:2名】 【賃金向上達成指導員:1名】			
事業概要	種別	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	
	平均 工賃月額		時給:内作業 953円 施設外就労 1,153円~		
	訓練・ 作業内容	施設外就労:物流センター(ピッキング及びピッキングに付随する作業) 内作業:ファスナーの袋詰め、ビラ折り、おみくじ作成他 ※施設外就労先は食品工場、ホテル清掃など利用人数により変わる場合があります			
	諸 経 費	食事代	0円	送迎費	0円
		活動費	0円	日用品費	0円
		備考	作業に必要な消耗品は事業所で用意します		
利用上の 留意事項	千手での利用者様の就労についての説明を事業所で聞いていただき、実際に施設外就労先の見学(体験が必要な場合もあり)をしてからの利用となります。				
体験利用	体験利用時の送迎	事業所からの送迎または施設外就労先へ直行直帰	送迎範囲	上記と同様	
	体験利用料(内訳)	0円			
	体験利用時必要な物品	就労時の水分補給のための飲料			
	備考	他利用者様や施設外就労先の企業に迷惑のかかる行為が見られ、指導員が注意をしたにもかかわらず迷惑行動が続いた場合はご利用をお断りします。			
事業所の特徴・PR					
施設外就労をメインに、指導員と一緒に一般企業へ行き作業をします。施設外の時給は現在1,153円以上となっており、月に10万円以上の収入が可能となることで、自立した生活を実現することが出来ます。千手では年間7~8割の利用者様が一般就労しています。また、継続就労するためには作業をするだけでなく面談の時間を多く設け、精神的な安定・社会マナー・暗黙のルールなど、自立支援を大切にしています。多様な働き方として、短時間申請や週3日~など個別支援計画を立て、焦らず自立を目指し、就労の継続を支援いたします。					

34	おひさま				
施設概要	運営法人	株式会社パートナーズ			
	所在地	土浦市中央184			
	電話番号	029-895-4531			
	FAX番号	029-895-4531			
	E-mail	info@ohisama-p.jp			
	ホームページ	https://ohisama-p.com			
	定員	就労移行25名・就労継続B型15名			
	対象種別	知的・身体・精神			
	送迎(範囲)	有	〔 土浦市、つくば市、牛久市、かすみがうら市、阿見町、稲敷市、美浦村、石岡市、笠間市 〕		
	職員(職種)	【サービス管理責任者:1名】、【生活支援員:4名】、【職業指導員:6人】、 【就労支援員:2人】			
事業概要	種別	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	
	平均 工賃月額	25,000円		27,500円	
	訓練・ 作業内容	施設内作業//ピッキング、部品組立て、花火貼付け等 施設外作業//清掃、分別、草刈り、野菜袋詰め、部品組立等			
	諸経費	食事代	450円/食	送迎費	無し
		活動費	無し	日用品費	無し
		備考			
利用上の 留意事項	まずは見学を行い、その後3日間の体験をお願いしています。				
体験利用	体験利用時の送迎	可能	送迎範囲	上記と同様	
	体験利用料(内訳)	無料			
	体験利用時必要な物品	上履き、飲み物			
	備考	お気軽にお問い合わせください。			
事業所の特徴・PR					



35	土浦市つくしの家				
施設概要	運営法人	土浦市			
	所在地	土浦市上高津1810番地			
	電話番号	029-823-5881			
	FAX番号	同上			
	E-mail	tsukushinoie@city.tsuchiura.lg.jp			
	ホームページ	https://www.city.tsuchiura.lg.jp			
	定員	46名			
	対象種別	知的障害者			
	送迎(範囲)	無			
	職員(職種)	【サービス管理責任者:1名】、【職業指導員:2名】、【生活支援員:4名】			
事業概要	種別	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	
	平均 工賃月額			15,671円/月	
	訓練・ 作業内容	ペンの袋詰め、梱包用段ボール箱の組み立て、緩衝材製作、靴等の値札付け、 コーヒーカプセルの袋詰め、手芸作品及び木工作品の製作等			
	諸 経 費	食事代	350円/日	送迎費	無
		活動費	買物などは実費	日用品費	実費負担
		備考			
利用上の 留意事項	通所に際しては、利用者御自身での公共交通機関等を利用する、 若しくは家族送迎のいずれかになります。				
体験利用	体験利用時の送迎	家族送迎	送迎範囲	無	
	体験利用料(内訳)	350円/日			
	体験利用時必要な物品	着替え・上履き・歯ブラシセット			
	備考	体験利用時の送迎は基本的に保護者様が対応ください。			
事業所の特徴・PR					
事業所の近隣には、上高津貝塚ふるさと歴史の広場や穴塚大池など自然に囲まれた環境の中に位置しており、利用者の方のニーズ、スキル、特性等を把握し、受注作業及び創作作業(自主生産品で手芸、木工)や生活訓練を通して、社会適応性、社会自立を図ることや身辺自立等の支援を提供しています。					



36	にいはり園				
施設概要	運営法人	社会福祉法人 にいはり福祉会			
	所在地	土浦市小高572-1			
	電話番号	029-862-5116			
	FAX番号	029-862-5288			
	E-mail	niiharien@niiharien.or.jp			
	ホームページ	niiharien			
	定員	35名			
	対象種別	知的障害者			
	送迎(範囲)	有	〔 土浦市、つくば市、筑西市、かすみがうら市おおよそ30キロ圏内 〕		
	職員(職種)	【管理者:1名】、【サービス管理責任者:1名】、【生活支援員:2名】、【職業指導員:6名】、【目標工賃達成指導員:1名】、【事務員:1名】			
事業概要	種別	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	
	平均工賃月額			15,091円	
	訓練・作業内容	自主製品製造・販売(揚げもち、漬物等作り、手芸品) 施設外就労(牛舎清掃、病院内の清掃、個人宅庭の除草等整備、企業でのラベル貼り) 下請け作業(菓子箱折り、サインペン組立等、靴の値札付け、ボールペン替芯1本入れ等)			
	諸経費	食事代	530円/食	送迎費	
		活動費	買い物などは実費	日用品費	実費負担
		備考	通院サービスも行っておりますので、ご相談下さい。		
利用上の留意事項					
体験利用	体験利用時の送迎	無	送迎範囲		
	体験利用料(内訳)	530円/日(食事代)			
	体験利用時必要な物品	上履き、水筒、着替え、昼食代			
	備考				
事業所の特徴・PR					
主に下請け軽作業を行っております。気兼ねなく見学にお越しく下さい。給食も手作りで美味しいですよ。					

37	はすね				
施設概要	運営法人	社会福祉法人 俊真会			
	所在地	土浦市田村町972番地			
	電話番号	029-869-5500			
	FAX番号	029-869-5510			
	E-mail	info2@shunshin.or.jp			
	ホームページ	http://shunshin.or.jp			
	定員	16名(就労移行支援6名・B型10名)			
	対象種別	知的障害者・身体障害者			
	送迎(範囲)	〔 土浦市内、石岡市(1部)、かすみがうら市(1部)くば市(1部)各市の送迎範囲はお問合せください。 〕			
	職員(職種)	【管理者:1名】【サービス管理者:1名】【看護師:1名】【生活支援員:3名】			
事業概要	種別	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	
	平均工賃月額	10,000円		10,000円	
	訓練・作業内容	・ペンの組み立て・コーヒーの検品袋詰め・部品数量合わせ・農作業等			
	諸経費	食事代	1食282円	送迎費	無し
		活動費	実費	日用品費	実費
		備考	季節に応じたレクリエーション(いちご狩り、ピザ作り体験等)は実費となります。		
利用上の留意事項	送迎はありますが、時間指定はできません。				
体験利用	体験利用時の送迎	不可	送迎範囲	-	
	体験利用料(内訳)	無し			
	体験利用時必要な物品	動きやすい服装、着替え(必要に応じて)、歯磨きセット、上履き、ハンカチ・タオル、水筒等			
	備考	体験利用時に昼食が必要な時 昼食代600円			
事業所の特徴・PR					
軽作業、清掃業務、園芸や農作業などの就労機会の提供及び職業訓練をし。就労に必要な知識や能力や知識向上ノ為に必要な訓練を行います。。					

38		self-A・プラネッツ土浦大町				
施設概要	運営法人	株式会社 茨城プラネッツ福祉センター				
	所在地	土浦市大町14-14クラフト大町ビル2階				
	電話番号	029-869-9696				
	FAX番号	029-869-9555				
	E-mail	tsuchi1414@advanforce.co.jp				
	ホームページ	https://advanforce.co.jp				
	定員	20名				
	対象種別	身体・知的・精神・発達・難病				
	送迎(範囲)	有	〔 土浦駅・その他は応相談 〕			
	職員(職種)	【サービス管理責任者:1名】【生活支援員:1名】【職業指導員:3名】 【賃金向上達成指導員:1名】※社会福祉士・精神保健福祉士在籍				
事業概要	種別	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型		
	平均工賃月額	72,268円/月 (令和4年度実績)				
	訓練・作業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・軽作業(部品装着・袋詰め・シール貼り・組み立て・シーラー圧着・PCデータ入力など) ・球場補助作業(野球場でテントやのぼりの設置・チケットもぎり・ドリンク販売など) ・農作業(笠間にある栗農地での栗の収穫・選別・皮むきなど) 				
	諸経費	食事代	400円～(希望者のみ)	送迎費	無料	
		活動費	実費負担	日用品費	実費負担	
		備考	車通勤の方は駐車場使用料が3,500円/月かかります。 活動費・日用品費は原則無料です。			
利用上の留意事項	利用ご希望の場合、まずは一度見学をお願いしております。その際、事業所説明をいたします。					
体験利用	体験利用時の送迎	可能(条件あり)	送迎範囲	上記と同様		
	体験利用料(内訳)	無料				
	体験利用時必要な物品	サンダル・筆記用具・印鑑・昼食・服薬など				
	備考	体験は5日間程度をお願いしております。				
事業所の特徴・PR						
<p>地域貢献事業「福祉×スポーツ×農業×健康」をテーマに県内プロスポーツチームとも連携し、障がいのある方の仕事づくり、労働習慣の確立、就労及び生活支援や社会参加等を積極的に推進しています。 新たな自主事業の開発や毎日ワクワクできる地域に開かれた事業所を目指して利用者の可能性を最大限に活かせる支援を行っております。 また、関係機関とのチーム支援を通じて、一般就労移行及び職場定着への支援にも力を入れています。</p>						

39	manaby土浦事業所				
施設概要	運営法人	株式会社やまにし			
	所在地	土浦市大和町8-22 土浦タマキビル2階			
	電話番号	029-896-6020			
	FAX番号	029-896-6021			
	E-mail	tsuchiura@manaby.co.jp			
	ホームページ	http://manaby.co.jp			
	定員	20名			
	対象種別	身体・精神・知的障害者（種別を問わず）			
	送迎（範囲）	無			
	職員（職種）	【サービス管理責任者：1名】、【生活支援員：2名】、【就労支援員：2人】、 【職業指導員：1人】			
事業概要	種別	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	
	平均 工賃月額	なし			
	訓練・ 作業内容	PCスキル（Word/Excel/Powerpoint等）、コミュニケーションスキル・書類添削・面接訓練・企業見学同行・社内実習・適職判定などの研修実施			
	諸経費	食事代	提供なし	送迎費	なし
		活動費	イベント等は事前に案内	日用品費	なし
		備考	食事の提供はありません。自身で準備して頂くか近所で購入して食べて頂いています。		
利用上の 留意事項	見学は随時受付中。eラーニングの体験利用も可能です。				
体験利用	体験利用時の送迎	なし	送迎範囲		
	体験利用料（内訳）	無料（お昼をまたぐ場合は昼食は自身で準備。）			
	体験利用時必要な物品	特になし			
	備考				
事業所の特徴・PR					
<p>manabyでは、一人ひとりに合わせた支援を大切にしています。個別ブースでeラーニング動画を視聴し、課題に取り組み、実践しながら自分のペースで身に付けていきます。 コンテンツは、すべて独自に開発。利用者の声を反映しながら改良を重ねてきました。集中力が持続しやすいように、聞き取りやすいように、初めてでも取り組みやすいよう様々な工夫をしています。 学べるスキル：デザイン・Web制作・プログラミング・事務</p>					

40		ワークステーション土浦			
施設概要	運営法人	一般社団法人 恵匠会			
	所在地	土浦市下高津1-5-8-1階			
	電話番号	029-899-8197			
	FAX番号	029-845-2903			
	E-mail				
	ホームページ				
	定員	20名			
	対象種別	知的・精神・身体			
	送迎(範囲)	あり	〔 事業所(土浦市)近郊圏内(およそ10km圏内) 〕		
	職員(職種)	【管理者】、【サービス管理責任者】、【生活支援員】、【職業支援員】			
事業概要	種別	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	
	平均工賃月額	84,435円(R4年度)			
	訓練・作業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・軽作業(梱包、内職など) ・清掃作業(個人宅や集合住宅共用部および室内など) ・除草剪定作業(個人宅や集合住宅および駐車場など) ・飲食店作業(店舗内外清掃およびセッティングなど) ・企業等訪問作業および実習(農産物加工、ホテル清掃、車輛等清掃など) 			
	諸経費	食事代	実費※	送迎費	無料
		活動費	実費※	日用品費	実費※
		備考	制服等貸与あり。 ※給食はありませんので、昼食は持参していただきます。作業で必要な軍手、長靴などは各自でご用意をお願いしています。		
利用上の留意事項	見学、面接、体験(1週間程度)をお願いしています。安全衛生に配慮し、協調して作業訓練に参加できる方。				
体験利用	体験利用時の送迎	応相談	送迎範囲	同上	
	体験利用料(内訳)	無料			
	体験利用時必要な物品	昼食、水分、着替え、上履き、など。 その他必要な物品に関しては体験時にお声かけさせていただきます。			
	備考	他利用者様などに迷惑のかかる行為などが見られる場合などはご利用をお断りすることもあります。			
事業所の特徴・PR					
いろいろな現場に出向き、身体を使っでの清掃を主に行っています。春夏秋冬四季を肌で感じながら心身ともに健やかに生活が送れるよう支援を行っております。					

41	就労センター土浦				
施設概要	運営法人	一般社団法人 全国就労支援協会			
	所在地	土浦市大手町16-12			
	電話番号	029-875-5475			
	FAX番号	029-875-5485			
	E-mail	k-yoshioka@syuro.or.jp			
	ホームページ	https://www.syuro.or.jp/			
	定員	A型 30名 B型 10名			
	対象種別	身体 知的 精神 難病等			
	送迎(範囲)	有	〔 土浦駅のみ 〕		
	職員(職種)	【サービス管理責任者】1名 【生活支援員】5名 【職業指導員】5名 【目標工賃達成指導員】1名			
事業概要	種別	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	
	平均工賃月額		20日勤務で約86,000円	約15,000円	
	訓練・作業内容	【A型】インターネット通信販売商品の梱包・発送 PCデータ入力 軽作業他 【B型】軽作業等			
	諸経費	食事代		送迎費	無料
		活動費	実費	日用品費	実費
		備考	昼食は各自ご持参いただいております。		
利用上の留意事項	ご見学ご相談随時募集しております。まずはお問い合わせください。				
体験利用	体験利用時の送迎	可能	送迎範囲	上記と同様	
	体験利用料(内訳)	なし			
	体験利用時必要な物品	上履き、昼食、筆記用具など			
	備考	5日間の体験をお願いしております。			

事業所の特徴・PR

あなたの「働きたい」を応援します!

「やりがい、楽しみ」を見つけながら一緒に働きましょう!!

一般社団法人全国就労支援協会は、茨城県土浦市、つくば市、牛久市などで開設し、現在就労継続支援を4事業所、放課後等デイサービスを3事業所運営しております。

"働きたくても働けない" 障害を持つ方の働くチャンスを少しでも増やしたいという想いで、支援を行ってまいります。

現在、知的障害、発達障害、身体障害、精神障害などの理由で働けない方が多くいらっしゃいます。そういった方々の自立支援を通して、「誰もが共生できる社会作りの一端を担いたい」それが私たちの想いです。



主な日課



【A型】

～10:00 出勤
10:00～11:00 朝礼・作業
休憩
11:05～12:05 作業
12:05～12:50 昼休憩
12:50～13:50 作業
休憩
13:55～14:55 作業
休憩
15:00～15:30 作業・片付け
15:30～ 退勤

【B型】

～ 9:30 出勤
9:00～10:00 朝礼・準備
10:00～10:45 作業
休憩
11:00～11:45 作業
11:45～13:00 昼休憩
13:00～13:45 作業
休憩
14:00～14:45 作業
休憩
15:00～15:30 作業
15:30～16:00 片付け・清掃等
16:00～ 退勤



就労定着支援

【サービスの内容】

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。

【対象者】

就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障害者（病気や障害により通常の事業所を休職し、就労移行支援等を利用した後、復職した障害者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障害者も含む。）

【標準利用期間】

原則として、3年間（36ヶ月）が標準利用期間となります。

※1 支給決定日からではなく、就労開始から6月経過後から3年間となります。

例：令和1年1月1日就労開始 → 令和1年10月1日から利用対象 → 令和4年9月30日終了
この場合、支給開始日が令和1年10月1日以降であっても、令和4年9月30日までで終了となります。

※2 就労定着支援は、標準利用期間の延長はありません。

【併給できないサービス】

自立訓練（生活訓練）・自立生活援助との併給はできません。

【その他】

本ガイドブックでは、概要のみで、事業所の詳細な情報は掲載しておりません。

自立生活援助

【サービスの内容】

居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障害者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。

【対象者】

障害者支援施設若しくは共同生活援助を行う住居等を利用していた障害者又は居宅において単身であるため若しくはその家族と同居している場合であっても、当該家族等が障害や疾病等のため居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者であって、上記アの支援を要する者。具体的には次のような例が挙げられる。

- ① 障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障害者
※児童福祉施設に入所していた18歳以上の者、障害者支援施設等に入所していた15歳以上の障害者みなしの者も対象。
- ② 共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた障害者
- ③ 精神科病院に入院していた精神障害者
- ④ 救護施設又は更生施設に入所していた障害者
- ⑤ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されていた障害者
- ⑥ 更生保護施設に入所していた障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊していた障害者
- ⑦ 現に地域において一人暮らしをしている障害者又は同居する家族が障害、疾病等により当該家族による支援が見込めないため実質的に一人暮らしと同等の状況にある障害者であって、当該障害者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態等の変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者

【その他】

土浦市内において、自立生活援助の指定を取得している事業所は現在ありません。
本ガイドブックにおいても、概要のみの掲載となります。

地域移行支援

【サービスの内容】

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。

【対象者】

以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者

- ① 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障害者
※児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。
- ② 精神科病院に入院している精神障害者
※地域移行支援の対象となる精神科病院には、医療観察法第2条第4項の指定医療機関も含まれており、医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。
- ③ 救護施設又は更生施設に入所している障害者
- ④ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障害者
※保護観察所、地域生活定着支援センターが行う支援との重複を避け、役割分担を明確にする観点等から、特別調整の対象となった障害者（「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について（通達）」（平成21年4月17日法務省保観第244号。法務省矯正局長、保護局長連名通知。）に基づき、特別調整対象者に選定された障害者をいう。）のうち、矯正施設から退所するまでの間に障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊など矯正施設在所中に当該施設外で行う支援の提供が可能であると見込まれるなど指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される障害者を対象とする。
- ⑤ 更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障害者

【有効期間】

6ヶ月間が最長の利用期間です。

【利用者負担額】

利用者負担額はかかりません。

【その他】

土浦市内において、自立生活援助の指定を取得している事業所は現在ありません。
本ガイドブックにおいても、概要のみの掲載となります。

地域定着支援

【サービスの内容】

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。

【対象者】

以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者

- ① 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障害者
※児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。
- ② 精神科病院に入院している精神障害者
※地域移行支援の対象となる精神科病院には、医療観察法第2条第4項の指定医療機関も含まれており、医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。
- ③ 救護施設又は更生施設に入所している障害者
- ④ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障害者
※保護観察所、地域生活定着支援センターが行う支援との重複を避け、役割分担を明確にする観点等から、特別調整の対象となった障害者（「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について（通達）」（平成21年4月17日法務省保観第244号。法務省矯正局長、保護局長連名通知。）に基づき、特別調整対象者に選定された障害者をいう。）のうち、矯正施設から退所するまでの間に障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊など矯正施設在所中に当該施設外で行う支援の提供が可能であると見込まれるなど指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される障害者を対象とする。
- ⑤ 更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障害者

【有効期間】

1年間が最長の利用期間です。

【利用者負担額】

利用者負担額はかかりません。

【その他】

土浦市内において、自立生活援助の指定を取得している事業所は現在ありません。
本ガイドブックにおいても、概要のみの掲載となります。

8 相談窓口

【基幹相談支援センター】

地域の障害者相談の中核的な役割を担い、相談支援事業所や成年後見制度の活用、障害者差別解消、権利擁護に関する相談等、すべての障害者等に関する相談支援を総合的に行います。

土浦市では、「社会福祉法人 土浦市社会福祉協議会」に委託しております。

基幹相談支援センター

社会福祉法人 土浦市社会福祉協議会

土浦市大和町9-2 ウララ2ビル4階

029-821-5995

【相談支援事業】

障害者の生活や福祉に関する様々な相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助を行います。

土浦市では、障害種別毎に、専門性の高い相談支援事業所にそれぞれ委託しております。

身体障害

社会福祉法人 土浦市社会福祉協議会

土浦市大和町9-2 ウララ2ビル4階

029-821-5995

知的障害

社会福祉法人 尚恵学園 コスモス

土浦市神立町1791

029-831-1686

精神障害

社会福祉法人 明清会 ほびき園

かすみがうら市牛渡5513-1

029-898-3661

9 障害福祉サービス等情報公開制度

障害福祉サービス等の利用者が適切かつ円滑にサービスを利用するために、公表されることが適当なものとして法令に記載された項目について、障害福祉サービス事業者等が県に報告し、県が報告された情報を公表する制度です。

WAMNET (ワムネット)

障害福祉サービス等情報公表制度に基づき、独立行政法人福祉医療機構が運営するシステム『WAMNET (ワムネット)』にある「障害福祉サービス等情報検索サイト」で、事業所のサービス内容、従業者、利用料に関する事項などの基本的な情報のほか、事業所運営に関する情報を閲覧することができます。

本ガイドブックでは、掲載していない事業所もございますので、こちらも併せてご活用ください。



こちらの二次元バーコードをご利用ください。

茨城県 指定障害福祉サービス事業所一覧

茨城県障害福祉課HPより、茨城県において、障害福祉サービス事業所としての指定を受けた事業所の情報がサービス種別毎に掲載されております。

本ガイドブック・WAMNET (ワムネット) と併せて、ご活用ください。



こちらの二次元バーコードをご利用ください。

<お問い合わせ>

土浦市役所 保健福祉部障害福祉課 障害福祉係

〒300-8686 茨城県土浦市大和町9番1号

TEL:029-826-1111(代)

FAX:029-826-7118